

# 公益社団法人福岡県看護協会代議員選任規程

## 目次

- 第1章 総則
- 第2章 本会代議員
- 第3章 日看協代議員等
- 第4章 雑則
- 附則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人福岡県看護協会（以下、「本会」という。）の定款細則第42条第4項及び定款細則第23条第4項に基づき、本会の代議員（以下、「本会代議員」又は単に「代議員」という。）及び公益社団法人日本看護協会（以下、「日看協」という。）代議員及び予備代議員（以下、「日看協代議員」と予備代議員を併せて「日看協代議員等」という。）の選任に必要な事項を定める。

### (選挙の管理)

第2条 本会代議員及び日看協代議員等の選任は、本会の選挙及び選挙管理委員会に関する規程（以下、「選挙規程」という。）第4条第1項に定める選挙管理委員がこれを管理する。

2 前条の選挙に関する事務は、選挙規程第4条第2項に定める選挙管理委員会事務局（以下、「事務局」という。）がこれを行う。

### (選挙管理委員会の任務)

第3条 この規程に定めのない選挙管理委員会の任務は、別に定める。

## 第2章 本会代議員

### (本会代議員の候補者の推薦)

第4条 地区支部長は、当該選挙区に配分された本会代議員の定数のうち2分の1の候補者を選出し、選挙管理委員会が指定する期日までに所定様式を事務局に郵送して推薦する。

2 前項にかかわらず、最初の本会代議員は、当該選挙区に配分された定数と同数の候補者を推薦するものとする。

3 推薦する候補者は、次に掲げる基準を満たす者とする。

- (1) 本会の正会員であり、且つ任期中も正会員であることが見込まれること
- (2) 任期を満了できることを見込める者であること
- (3) 本会の選挙管理委員でないこと
- (4) 本会の役員及び推薦委員並びにその候補者で

ないこと

- 4 本会代議員の推薦候補者の選出方法は、別に定める。
- 5 前項において、地区支部長は、広く地区支部所属の正会員に推薦希望を募ることができるものとする。この場合、地区支部長は、その必要性に応じ、本会の機関紙及び本会のホームページ上（以下、「機関紙等」という。）において、機関紙等への掲載にかかる定め等に従い、当該記事を掲載することができるものとする。
- 6 本会代議員の配分数が20名以上の選挙区においては、当該選挙区の地区支部長は、保健師・助産師・看護師・准看護師（以下、「看護職」という。）を少なくとも1名ずつ候補者として推薦するよう努めるものとする。ただし、最初の本会代議員についてはこの限りではない。
- 7 前項において、当該選挙区の本会代議員に、看護職が職種ごとにそれぞれ1名以上在任している場合はこの限りではない。
- 8 本会代議員に欠員が生じたときは、当該選挙区の地区支部長は、選挙管理委員長の求めに応じ、候補者を推薦するものとする。
- 9 地区支部長は、選挙管理委員会が指定する期日の7日後までに、所定様式を事務局に届け出ることにより、候補者の交代又は取下げを行うことができるものとする。

### (本会代議員への立候補)

第5条 定款第11条第6項に基づいて、正会員は所属する選挙区の本会代議員に立候補することができる。立候補者は、前条第3項第1号、第3号及び第4号を満たす者とする。

2 本会代議員に立候補しようとする者は、当該選挙区の正会員5名以上の推薦を受けて、選挙管理委員会が指定する期日までに、所定様式を事務局に届け出なければならない。

3 立候補を届け出た者は、第2項に定める指定期日の7日後までに所定の立候補辞退届を提出することにより、立候補を取り下げることができる。

### (本会代議員の選挙)

第6条 本会代議員の選挙については別に定める。

## 第3章 日看協代議員等

### (地区支部ごとの配分数の算出基準)

第7条 地区支部ごとに配分する日看協代議員数は、定款細則第24条に定める時期の総正会員数をもって、次の各号に基づいて算出する。

- (1) 地区支部ごとの正会員数を総正会員で除し、総正会員数に対する地区支部ごとの正会員割合を算出する。この割合が整数でない場合は、小数第3位を四捨五入する。

(2) 定款細則第26条に基づいて配分された地区支部の割当総数に前号の割合を乗じ、地区支部ごとの日看協代議員数(暫定値)を算出する。この暫定値が整数でない場合は、小数第1位を四捨五入する。

(3) 前号の暫定値の合計が地区支部の割当総数を超えるときは、福岡・北九州・筑豊・筑後地区における配分数を比較し、小数第1位を切り上げた地区支部のうち、小数点以下の数値が最も小さい地区支部から1名ずつ減算する。

(4) 前々号の暫定値の合計が地区支部の割当総数を下回るときは、福岡・北九州・筑豊・筑後地区における配分数を比較し、小数第1位を切り捨てた地区支部のうち、小数点以下の数値が最も大きい地区支部から1名ずつ加算する。

(5) 前号までにかかわらず、各地区における配分数の下限を3名とし、前2号により地区支部ごとの配分数を調整する。

2 定款第5条第1項第1号ただし書に定める県外会員は、本会の主たる事務所のある地区支部に所属するものとする。

3 前項までの基準によりがたいときは、理事会の決議により配分数を調整することができる。

4 地区支部ごとの配分数は、ホームページ又は地区支部長への通知をもってこれを公表する。

(職種ごとの選出)

第8条 地区支部から選出する日看協代議員には、保健師、助産師、介護・福祉関係施設・在宅等領域(看護師職能Ⅱ)の看護師をそれぞれ1名以上含むものとする。これを超える日看協代議員については、職種を問わないものとする。

2 職種の指定は、日看協代議員の配分数が3名以上の地区支部から、輪番でこれを行う。

3 前項における輪番は、理事会の決議によりこれを定める。

(日看協の予備代議員の選出)

第9条 前2条の定めは、日看協の予備代議員に準用する。

(日看協代議員等の候補者の推薦)

第10条 地区支部長は、推薦委員長の求めに応じ、当該地区支部に配分された日看協代議員等の候補者を選出し、指定する期日までに所定様式をもって推薦委員長に推薦する。

2 前項の候補者は、次に掲げる基準をみたす者とする。

(1) 選出年の2月末日段階で本会の正会員であること

(2) 任期を満了できることが見込まれること

(3) 本会の選挙管理委員でないこと

(4) 日看協の役員でないこと

3 日看協代議員等の推薦候補者の選出方法は、地区支部がこれを定める。

(日看協代議員等の立候補)

第11条 定款細則第29条第1項及び第2項に基づき立候補する者は、前条第2項第1号、第3号及び第4号の基準をすべて満たす者とする。

2 立候補においては、当該立候補者が所属する地区支部の正会員の中から選出される者として立候補するものとする。

(候補者の辞退)

第12条 日看協代議員等の候補者となる者は、定款細則第29条第1項に定める期日までに、所定の候補者辞退届を選挙管理委員長に提出することにより、候補者を辞退することができるものとする。

2 前項によって候補者総数が配分数を下回ったときは、選挙管理委員長は当該地区支部長に配分数を満たすために必要な候補者数を推薦させるものとする。

3 前項の場合、当該選挙においては、無投票当選とすることができる。

(日看協代議員等の選挙)

第13条 日看協代議員等の選挙については別に定める。

(所属地区支部の変更)

第14条 任期満了までの間に、日看協代議員等の所属地区支部に変更が生じても、当該任期中においては、選出されたときの地区支部の配分数に含まれるものとし、その地区支部から選出された日看協代議員等としての資格は保持するものとする。

2 前項にかかわらず、本会の正会員でなくなったときはこの限りではない。

## 第4章 雑則

(補則)

第15条 この規程に定めのない事項は、理事会の決議による。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会の決議によりこれを定める。

## 附則

(施行期日)

1 この改正規程は、令和4年12月7日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、最初の本会代

議員選挙を行う年に開催される通常総会の日翌日から施行する。

- 一 本会代議員の選挙に関する事項（第1条及び第2条の本会代議員に関する定め、第4条から第6条）

（最初の本会代議員）

- 2 本規程第4条第6項における選挙区の候補者の職種は、最初の本会代議員においては、少なくともそれぞれ2名ずつ推薦するものとする。
- 3 本規程第4条第5項において、最初の本会代議員にかかる推薦候補者の選出方法については、本会の機関紙への記事の掲載に代えて、地区支部に所属する会員施設及び個人会員への郵送での案内とすることができるものとする。